

2023-6 税務・労務・法務情報

RMC 2023-52 VAT月次申告書（2550M）の選択的申告納付

CREATE法により、VATの申告納税は、原則四半期申告納税（各四半期後の25日以内期限）となっていますが、本規則は、従来通りの月次申告納付も認めるというものです。本規則の前文では、納税者側からの「事務軽減を図るため、月次申告納付をしたい」という要請によってとしています。月次申告納付より四半期申告納付の方が企業側負担を軽減することに間違いのないと思います。

- ・月次申告納付を選択する場合は、従来の様式である2550Mを利用する。
- ・月次申告納付を選択した場合でも、四半期申告書の提出は必要
- ・月次申告書の提出期限は特に定めないとしています。

RMC 2023-53 経済特区デベ・運営企業に対するVAT0%取り扱い

混乱を続けている経済特区企業に対するVAT課税問題ですが、本規則は、経済特区デベロッパー・運営企業に対する取扱です。すでに、ロジスティクス企業に対する特例的取り扱いが公布されていますが、このような業種毎の取り扱いを通達により追加規定していくのは混乱を招く元になると考えます。

（概要）

・一定の工業団地運営企業で、輸出事業者に70%以上の賃貸等役務提供をする者を輸出事業者と見做し、VAT優遇措置を付与するというものです。

このような規定は、結局、事前個別承認申請が必要との結果になってしまいます。取引企業は、その取引がVAT0%優遇措置の適用を受ける取引かどうかの判断ができませんので。

RMC 2023-59 VAT四半期申告書（2550Q）の新様式制定について

CREATE法の施行により、VAT関連について、以下の通りの改定が行われています。

- ・VAT申告納付が、四半期毎になった
- ・100万ペソ超の資本財の購入に係るINPUT VATは従来5年間控除であったが、2022年1月以降は一括控除に改定された
- ・VATの源泉徴収について、最終源泉であったものが、控除可能源泉に改定された

これらの改定を織り込んだ新VAT四半期申告書様式（2550Q）が制定されました。ウェブサイト上で公開されています。しかし、eFPS, eBIRFormは新様式への移行が完了していないため、旧様式の使用を認めています。（但し、マニュアル提出の場合は新様式の使用を義務付けていますので、ご注意ください）

ジャパンデスク 清水 麻利

(英語・タガログ語⇄日本語翻訳業務担当)